

○京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成25年11月15日

条例第49号

改正 平成25年12月24日条例第70号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特則等)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事

項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市町名、町界変更審議会条例

(2) 京都市工場等集団化助成審議会条例

(3) 京都市美観風致審議会条例

(4) 京都市医療扶助審議会条例

(5) 京都市特別職報酬等審議会条例

(6) 京都市医療施設審議会条例

(7) 京都市交通対策審議会条例

(8) 京都市不動産評価委員会条例

(9) 京都市住宅審議会条例

(10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以

下「新附属機関」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号(第7号を除く。)に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関(1の項の右欄に掲げるものを除く。)、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

(委員の任期の特例)

- 6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

- 7 京都市不動産評価委員会の委員であつた者については、この条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成25年12月24日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会	京都市市民協働発電制度に係る運営主体の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末

			日まで
京都市特別職報酬等審議会	市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市不動産評価委員会	本市が取得し、売り払い、又は交換しようとする不動産の価格に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年
京都市契約審査委員会	本市が実施する入札及び締結する契約に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	5人以内	2年
京都市市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	1年
京都市市民憲章推進会議	京都市市民憲章を推進するための目標に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年
京都市多文化施策懇話会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて	12人以内	2年

	いくことをいう。)の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市国際化推進プラン点検委員会	京都市国際化推進プランに掲げる施策の進捗状況及び本市の国際化のための取組に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都市町名、町界変更審議会	町名の改称及び町の区域の変更に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	16人以内	2年
京都市文化功労者審査会	京都市文化功労者の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会	京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞の被表彰者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市芸術文化特別奨励制度審査委員会	京都市芸術文化特別奨励制度の奨励者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	2年
京都市外来種・ユウゴクオオサンショウウオ対策検討会	外来種であるユウゴクオオサンショウウオに係る対策及び特別天然記念物であるオオサンショウウオの保存計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	2年
京都を彩る建物や庭園審査会	京都を彩る建物や庭園の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都岡崎の文化的景観保存計画	岡崎界わいの文化的景観を保存するための計画の策定に関する事項について、	6人	2年

策定委員会	市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都をつなぐ無形文化遺産審査会	京都をつなぐ無形文化遺産の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	委嘱の日から1年以内において市長が定める日まで
京都市元離宮二条城保存整備委員会	元離宮二条城の保存、整備、管理及び運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10人以内	2年
京都スポーツの殿堂委員会	京都スポーツの殿堂に関し、殿堂入りさせるべき者の選考及び殿堂入りした者による講演会、スポーツ教室等の実施に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市工場等集団化助成審議会	工場等集団化助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	1年
京都市帰宅困難者観光地対策協議会	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止、道路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる観光客等の避難誘導等の手法等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	35人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで

京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会	京都市大規模国際コンベンション誘致すべき大規模国際コンベンションの選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	3年
京都市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送を行うための登録の申請等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	12人以内	2年
京都市医療扶助審議会	生活保護法による保護を必要とする状態にある者の入院の要否及び医療の給付に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	15人以内	1年
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	35人以内	3年
京都市予防接種健康被害調査委員会	定期又は臨時の予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	3年
京都市結核・感染症発生動向調査委員会	感染症の発生状況等に係る情報収集に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	30人以内	2年
京都市小児慢性特定疾患対策審査会	小児慢性特定疾患の治療及び研究の助成に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2年
京都市食品衛生責任者養成講習会選定委員会	食品衛生責任者が受講すべき講習会の実施に係る事業者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2年
京都市医療施設審議会	本市が設置する医療施設の運営の基本方針に関する事項について、市長の諮問	10人以内	2年

	に応じ、審議すること。		
京都市駅周辺等 にふさわしい都 市機能検討委員 会	駅の周辺等における都市機能の集積及び充実に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	6人	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市美観風致 審議会	市街地の美観及び都市の風致の維持、伝統的建造物群の保存その他都市景観の維持及び向上に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	22人以内	2年
京都景観賞審査 委員会	京都景観賞の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	11人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市構造基準 適合性調査委員 会	建築物その他の工作物の構造耐力に係る法令（条例及びこれに基づく規則を含む。）で定める基準に対する適合性に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	3年
京都市京北区域 過疎地有償運送 運営協議会	京北区域（旧京北町の区域の編入の日以前同町の区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための過疎地有償運送に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	15人以内	3年
京都市雲ヶ畑区 域公共交通検討 協議会	雲ヶ畑区域（北区役所雲ヶ畑出張所が所管する区域をいう。）の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るための一般旅客自動車運送事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	20人以内	3年

京都市住宅審議会	市営住宅の管理, 民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	10人以内	2年
京都市京都高速道路検証専門委員会	京都高速道路(工事が完了しているものを除く。)の有すべき機能及びその建設により見込まれる効果に係る検証に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	8人以内	1年
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化, 公園及び緑地に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べること。	15人以内	3年
京都市稲荷山トンネル安全対策委員会	稲荷山トンネル周辺の環境の保全に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べること。	16人以内	2年
京都市北区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(北区の住民に係るものに限る。)に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市上京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(上京区の住民に係るものに限る。)に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	15人以内	1年
京都市左京区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考(左京区の住民に係るものに限る。)に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	15人以内	1年

	問に応じ、調査し、及び審議すること。		
京都市中京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（中京区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市東山区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（東山区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市山科区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（山科区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市下京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（下京区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市南区市民 憲章推進者表彰 審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（南区の住民に係るものに限る。） に関する事項について、市長の諮問に応 じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市右京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（右京区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市西京区市 民憲章推進者表 彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者 の選考（西京区の住民に係るものに限 る。）に関する事項について、市長の諮 問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年

京都市伏見区市民憲章推進者表彰審査会	京都市市民憲章推進者表彰の被表彰者の選考（伏見区の住民に係るものに限る。）に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1年
京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会	大規模な地震その他の災害が発生したことに伴う公共交通機関の停止、道路の通行止め等の影響により帰宅が困難となる者に係る対策として、一定の規模を有する事業所を対象とし、業態に応じた指針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市自動車運送事業管理の受託者選定委員会	自動車運送事業の管理の受委託に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会	高速鉄道事業の駅職員の業務の一部に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業関係事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1年
京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	1年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市教員指導力判定委員会	指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
京都市小学校教科書選定委員会	小学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	120人以内	6箇月
京都市中学校教科書選定委員会	中学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	110人以内	6箇月
京都市高等学校教科書選定委員会	高等学校で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	50人以内	6箇月
京都市総合支援学校・育成学級教科書選定委員会	総合支援学校並びに小学校及び中学校の育成学級で使用する教科書の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	40人以内	6箇月
京都市就学指導委員会	障害があると思われる入学予定者並びに障害のある学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	70人以内	1年
京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会	京都市立総合支援学校高等部に入学を希望する者の入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	45人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市立学校結核対策委員会	京都市立学校における結核に対する対策に関する事項について、教育委員会の	15人以内	1年

	諮問に応じ, 調査し, 及び審議すること。	
--	-----------------------	--